

平成 21 年度 第 7 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 6 日（金）19 時 14 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

お持たせいたしました。それでは、遅くなりましたので、早速始めたいと思います。今日はヒアリングを一応終わりましたので、皆さんもお聞きになったと思いますが、いよいよ再来週の 17 日から本格的な審議に入ります。その前に、来週、企画委員会を開催するという事になっていきますので、そこで総務、財務も含めてしっかりと大臣も入っていただいて、協議をして、方向性、日程間隔などを詰めていきたいと思っております。

○記者

今日、議論がやや白熱したたばこ税についてなんですが、厚労省が出してきたシートには税率が入っていなかったり、あるいは古本政務官がおっしゃったように、たばこ事業法との関係が考慮されていないようでありまして、その玉を打ち上げたのはよいのかもしれませんが、あまり煮詰まっていない印象を受けたのですけれども、皆様方の御所感はいかがでしょう。

○峰崎財務副大臣

本当はかなり論議したいテーマでもあったのですけれども、また、後で古本政務官にフォローしてもらいますが、総理の諮問事項の中にも、酒の問題、たばこの問題が入っていましたので、年末の改正マターに当然入ってくると思います。その中でしっかりと議論をしていくということでございますので、厚生労働省の考え方及び、古本政務官が後でお話しなさると思いますが、たばこ事業法との関係など、様々な観点からこの点についてはしっかりと議論していくテーマだと思っております。これは地方税も関係してきますから。

○古本財務大臣政務官

要は、たばこ事業法という法律があるのです。この中では、たばこは財政物資としてとらまえているのです。たばこ事業を育成していこうという立場で、これまでやってきているわけなのです。

他方で、健康目的ということになりますと、180 度方向転換することになるのです。これは法律の考え方としても、きちんとそこは整備した上で、健康目的で課税することになれば別世界に入ってくるわけですので、その整備がまず先にあるべきではないかという議論の整理をしたということです。

他方で、グッド減税、バッド課税ということでは、少なくともマニフェストにはそういうニュアンスがありました。総理の諮問文からいけば、環境と健康に考慮した個別の間接税を検討せよという御指示でありますので、そこに照らしても、明らか

に医療費の中に占める喫煙に起因する疾病がある一定の分野であるというのは事実でありますから、そのことも併せながら、国民の皆様の健康をどう考えていくかということ、これを厚労省の方から御提案があったというのは、大変意義深いと思います。この意義深い議論をしていく上で、他方で、財政物資としてこれまでとらまえてきて、現在なおそうとらまえているたばこについて、たばこ事業法の議論をきちんと整理しなければ、健康目的的な課税に舵を切るとは、いささかの躊躇を覚えると、そういう整理をしたということです。

○渡辺総務副大臣

いっていることは正しいんですけれども、やり方を間違えますと、300円のたばこが急に600円に来年からなりますといたら、これはすごい大衆増税だと。やはり愛煙家の楽しみとするところを突然奪うのかということになるかと思えます。私は欧米並みに引き上げることには賛成ですけれども、ただ、それには、例えば3年なり4年なり5年なりという時間をかけて、ステップ・バイ・ステップで上げるべきではないかということを含めて申し上げたら、600円から更に上げるというふうに長浜厚労副大臣がおっしゃったので、少し考え方が違うのかなと思いましたが、やはりそこには葉たばこ農家の方もいれば、たばこの小売で生計を立てている、わずかながらでも収入を得ている人たちがいる。この人たちには、いずれ3年後なり5年後なりにたばこはこうなってくるよと、民主党政権ではこうしていきますよということを、ちゃんと伝えないと。突然来年から倍になるみたいな、今、思われているところに、私はちょっと違和感を持っています。

もう一つ申し上げますと、御案内のとおり、たばこの大体1箱の60数%は税金ですから、実際にたばこの税を上げることによって、どれぐらいの税収が入るのか。今は2兆円ぐらいですか。それと、上げた場合に消費量がどう相対的に変わっていくのかということも、ちゃんと検討した上で、やはり税調で結論を得ていくべきだなと。

ただ、厚労省という健康を守る立場の役所からすれば、どうしてもたばこによる害といいますか、健康ということを出さざるを得ないと思いますが、ただ、それを税としてどう考えるかについては、やはりこれから我々が多角的に検討していくテーマだろうと思っています。いずれにしてもステップ・バイ・ステップでやっていくべきだろうと私は思います。

○記者

たばこ税とはまた別の話なんですけど、厚労省の関係で何点か伺いたいのですが、子ども手当を非課税としたいというような御要望が入ってきたかと思えます。ただ、御説明のとおり4,000億ぐらいの税収見込みがある中で、税調として今後どのように議論する、あるいは議論の対象になるのかどうか、どのような論点で話をしていくべきなのかどうか、御所感を伺えればと思います。

○峰崎財務副大臣

社会保障給付に対して、所得として税をかけるやり方と、いわゆる非課税にするやり方とありますが、伝統的に日本の場合は非課税にしてきたのではないのでしょうか。年金以外はたしかそういう扱いになっていたものが多かったと思います。

これは、子ども手当に課税したらどうだという意見も勿論あるんですが、我々の基本的な考え方は、御存じのように社会の宝として子どもを産み育てていく上に当たっての経費は、やはり国がしっかり面倒みようということで、これはユニバーサルにやっていく。ただし、それは、もう一つの大きな論点であります扶養控除の廃止という問題がある。扶養控除は、高額所得者にとってみると扶養控除が廃止されることに伴う、税率が4割の方は、31万2,000円の4割ということになると12万円ぐらい減っていくわけです。そうすると、税を全く納めていない方は31万2,000円だけれども、4割ぐらいの高い限界税率の方は19万円ぐらいへと減ってくるわけです。ですから、そこで、ある意味では高額所得者の方にとってみても、ある程度の所得再配分機能が効いてくることは間違いないので、その辺りをしっかりとらえていくといいのではないかと、私個人は思っています。

先日、来られた大学の先生なども、それは所得控除から税額控除、税額控除から手当へと変わるというのは、そういう意味で課税ベースが広がっていくという点で、税率を上げなくても課税ベースが広がることによって、実は、所得再配分機能は高まっていくのではないかという見方をされている方は多いです。

○記者

今の扶養控除、配偶者控除については、それぞれ、もう一度税調の場で議論をとというような御要望があったかと思うのですが、この点についても御意見を伺いたいと思います。

○峰崎財務副大臣

当然それは年末の税制改正の中での大きな課題ですから、これはしっかりと議論していくということでございます。

○記者

マニフェストの方では廃止となっていたかと思うんですけれども、具体的にはどのようなことが論点になっていくとお考えでしょうか。

○峰崎財務副大臣

最後は何とおっしゃいましたか。

○記者

具体的な廃止の時期、あるいは段階的になるのかについてです。

○峰崎財務副大臣

これはこれからの議論なんですけど、以前からいっていただきますように、民主党の考え方は、所得控除から手当へと変わるということです。今回は子ども手当ができていますから、子ども手当に該当する扶養控除については、一応廃止をする。ただし、

御存じのように特定扶養控除だとか、あるいは23歳～69歳までの扶養控除はどうかという細かい問題が残っておりますので、これについての議論その他は引き続きやるということは間違いありません。

○記者

先ほどのたばこ税の話ですが、今の現行法制のままでは、健康目的の増税というの
はあり得ないのでしょうか。

あとは、例えば法改正をした場合に、来年度の改正には間に合うのかというところ
なのですが。

○古本財務大臣政務官

もう一度整理します。先ほどちょっと上手にいえなかったならばお詫びします。た
ばこは、現在、財政物資なんです。他方で、健康目的で課税をすることになりますと、
多分、1本1円ではないと思うんです。これは皆さんも御理解いただけると思います。
ですから、長妻厚生労働大臣もおっしゃったようなイメージの数字となると、多分、
財政物資の域を超えと思うのです。つまり喫煙を抑制する方に働かせたいという意
図からの価格設定になるでしょう。そうしますと、一体幾らが財政物資として許容さ
れる幅なのかというのは、ずばりこれからの議論だと思います。

○記者

古本政務官に確認なのですが、ということは、古本政務官のお考えとしては、今の
たばこ事業法のままの状態、財政物資としての域を超えないまま上げるという考え
方がいいのではないかとということなのか、あるいはこれをすっきりと転換してしまっ
た上で大幅に上げた方がいいのではないかと、どちらかといえばどういう方向性
なんですか。

○古本財務大臣政務官

もう一度整理します。たばこ事業法という法律がございます。財政物資としてとら
えています。たばこ事業を育成していくべきだと書いてあります。その法律が今、明
快にある中であって、健康目的から、相当の喫煙者の皆様が、それを契機に禁煙にな
るような価格設定はなかなか難しいのではないかと思います。

一方で、これまでやってこられている、いわゆる財政物資としての増税というのは、
かつて累次にわたって重ねてきておりますので、その選択肢については妨げられない
ということであります。なぜならば、現在、たばこ事業法があるからです。

○峰崎財務副大臣

今のことで断定的にそういうことがあるからこうだということをいっているのでは
なくて、要するに、今、厚生労働省からも、あるいは総理からもいろんな形で諮問が
出ておりますので、そういうことについては、この秋に議論をします。

ただ、今お話があったように、たばこ事業法など関連のものもあるので、これは秋
の議論になりますということですから、昨日もお話ししたように、断定的に決まった

というような方向で書かれると、それは後で、大変禍根を残すことになりますので、注意をしていただきたいと思います。

○記者

厚労省の要望の中の社会保険診療の事業税の非課税措置について、小川政務官と階政務官から御指摘が上がっていましたけれども、改めて、合理的な説明をという指摘もありましたが、長浜厚生労働副大臣の説明は合理的だったかどうかも含めて小川政務官からお答え願えますか。

○小川総務大臣政務官

ところで昨日はありがとうございました。私、今朝起きて新聞を見るのが怖かったです。固定資産税の新築特例廃止みたいなことがどこかに書かれているのかなと思ってびくびくして新聞を見たのですけれども、何もなかったものですから、少しきつい言い方を申し上げたなと思って反省もしていたものですから、お礼を申し上げたいと思います。

その上で、これも本当に難しい問題ですから、何か方向観とかどうこうということは、今のところは白紙ということでお考えいただきたいと思います。これは徹底的に、近い将来、議論をすべき話だと思います。今、長浜厚生労働副大臣がおっしゃったことで納得して、ああ、そうですかという話にはならないと思います。

ただ、直感的には、来年はいろいろと結論を出さなければいけないことが山ほどありますから、そのスピード感で具体的にテーブルに上せていくというのは非常に困難だろうと、個人的にはそう思っています。

○記者

またたばこ税の関係ですが、小川政務官は会議の中で、選挙戦ではこういう政策で闘ってきたので、上げるのはいいんだけど、少し国民に対して不遜だというようなお話がありましたが、この意味するところは、上げるのはいいけれども、ちゃんと政策集などにあつたように、1本幾らでなくて、例えばタールにあわせてとか、そういう仕組み自体を変えるべきなのではないかということなのではないでしょうか。

○小川総務大臣政務官

そこはまた古本政務官等とよく摺合せをしたいと思いますが、私は1本幾らという課税の方法そのものを改めたいんだとやってきた党の責任は重い。私は個人的にはそう思っています。

○古本財務大臣政務官

思いは同じなので、マニフェストのつくり込みの中で、たばこについては若干担当していましたので少しお答えしたいと思いますけれども、いわゆる健康目的からの課税という選択の中に、小川政務官がいわれた、いわゆるタールや重さに応じて課税をしていこうという考え方は勿論ございます。

他方で、例えば1箱1,000円というような議論が当時ありました。自民党もなさっ

ていたと思うんですが、そういう大変大きな金額によって喫煙を抑止していくという、金額でのアプローチもあれば、今、おっしゃったようなタールなどの概念での研究も、されている学者の先生方は大勢いらっしゃいます。両論あると思っていますし、そういう整理の中で、先ほどから申し上げておりますたばこ事業法という法律が現実問題としてあるということなのです。そのことを申し上げておきます。

○峰崎財務副大臣

恐縮ですけれども、たばこ税の問題は、先ほど私が整理したように、この秋に議論しますので、一步一步突っ込んでいくと、その議論はまた蒸し返しになりますから、それ以上追及しないでいただけませんか。

止めるわけではないんですが、中身の議論に入っていたら、それはおそらく、我々4人の領域を超える領域ですから。

○記者

峰崎副大臣にお伺いしたいのですけれども、2日間のヒアリングを終えて、改めて各省庁の要望内容を意見聴取されて、感想を簡単にお聞きしたいんです。

○峰崎財務副大臣

今日はほとんど数が少ない要望のところばかりといたしますか、昨日は大体多かったです。今日のところはほとんどないようなところが多かったのでありますけれども、政策目的からすると、どうしても一見すると、これはやはり必要なのではないかというふうに思われるところがあるのです。そういったところに本当にこれが役に立っているかどうかなど、ふるいの目でもう一回見てもらわないと、やはり要求官庁的になり過ぎてしまっている感じがしますね。ですから、事業仕分けの方も大変厳しい姿勢で臨んでいますけれども、是非、その点は厳しくやっていただきたいと思っています。

特に、やはり経済の領域に政府が目標設定をして、それを実現させていくというのは、市場の原理といたしますか、そういうものから見て本当に正しいことなのかどうかということの検証も必要になってきていると思います。そういう意味で、いろんな角度からやはり厳しく切り込んでいかなければいけないし、これはふるいの目もつくりながら、なおかつ、今、申し上げたような観点で、これからの租税特別措置の見直しも含めて、かなり厳しく査定といたしますか、切り込んでいきたいという思いは非常に強く持っております。

以上、なければ終わりたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

[閉会]